

令和6年度 子どもの学習・生活支援事業について

＜子どもの学習・生活支援事業とは＞

家庭環境や学習環境に課題を抱える生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもと保護者を対象に、学習支援（通塾）や生活支援を行ない、子どもの学習習慣や社会性の習得及び将来の自立に向けた基礎を築くことを目的とした『福祉的支援』です。

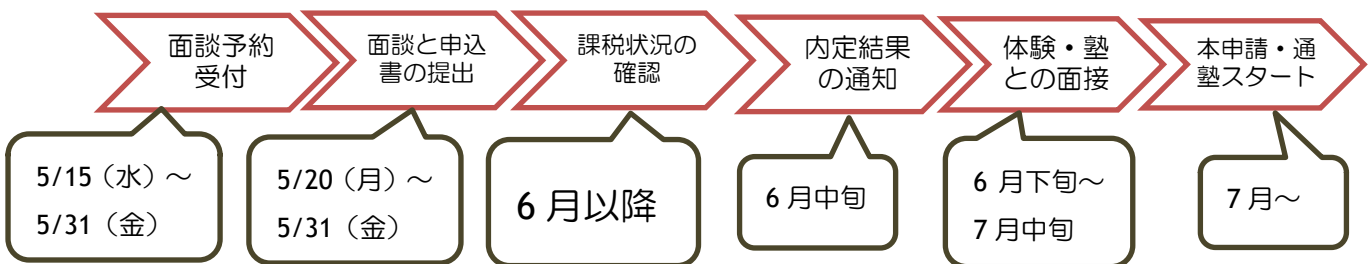
対象生徒 宜野湾市在住で下記条件のいずれかを満たすもの（約 40 名程度）

- （1）生活保護受給世帯の中学 1 年生～中学 3 年生
- （2）令和 6 年度住民税の均等割が非課税である世帯の中学 3 年生

通うことのできる塾

市の指定した塾（5月1日以降の宜野湾市ホームページでご確認ください。）

通塾までの流れ



↑QRコード
(市 HP 事業案内)

- （1）面談予約 ※子ども、保護者ともに面談が必要です。
 - ・面談は予約制です。予約は電話で受け付けます。（5/15より）
- （2）市役所で面談（子どもと保護者）※「調査票兼申込書」は市ホームページよりダウンロードできます。
 - ・持ってくるもの（前年度最終の通知表、調査票兼申込書※）
 - ・調査票兼申込書は事前にご記入をお願いします。
 - ・面談をしていない場合は、申込を受け付けることができません。
 - ・面談の時間帯は、15時～17時30分（一人30分程度）となります。（土日、祝日なし）
- （3）課税状況の確認
 - ・課税状況が確認できるのは、6月以降です。
 - ・世帯の中で、収入のある方全員の課税状況を確認いたします。
 - ・令和6年1月1日に他市町村に居住していた世帯については、6月に令和6年度（令和5年）の市県民税課税証明書（※前住地で取得）の提出が必要となります。
 - ・令和6年度（令和5年）の市県民税申告がされていない場合、書類不備の場合は、課税状況が確認できないため不採用となる可能性がありますのでご注意ください。
- （4）内定結果の通知
 - ・通知書を郵送します。内定採用の場合は、塾で体験と面談をした後、申請書を市役所へ提出します。
- （5）通塾の開始（7月から）
 - ・塾の受け入れが確認できたら、通塾がスタートします。

公費で負担するもの ※夏期、冬期講座、模試代は中学3年生のみ

月謝、教材費、夏期講座代金、
冬期講座（受験前対策）代金、模試代（3回まで）

※すでに塾へ支払済みのものについては対象外となります。
ご了承ください。

《問い合わせ》

宜野湾市役所福祉総務課生活支援係
学習・生活支援担当：山内
（代表番号）098-893-4411
（内線）3134（10時～17時）